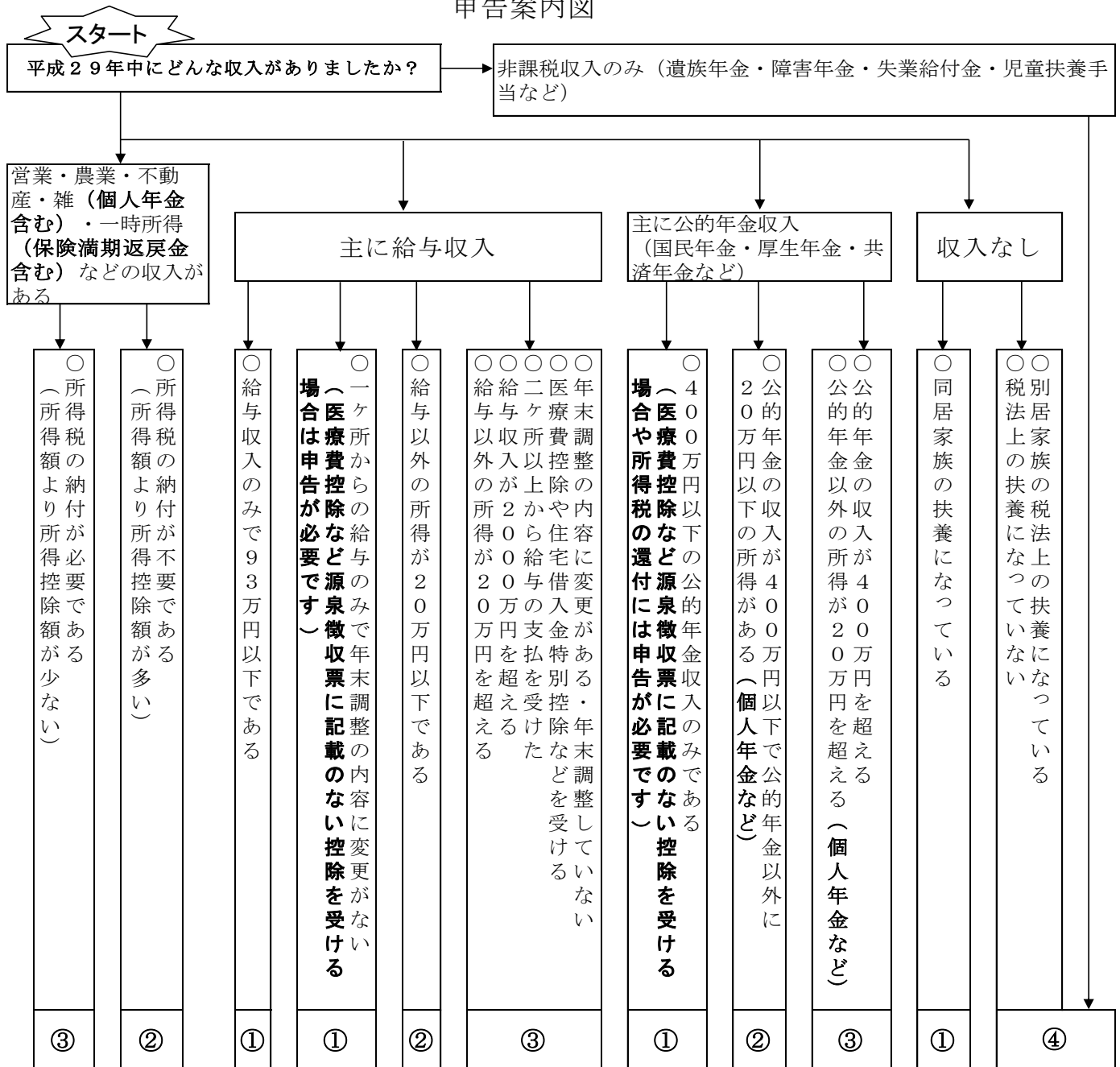


チェックしてみましょう あなたは申告が必要ですか？

次の案内図で、申告の必要があると判定された場合は、早めに申告を済ませましょう！

申告案内図



判定結果	申告区分
①	市県民税の申告や確定申告は必要ありません。 <u>（医療費控除など源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合や、所得税の還付を受ける場合には申告が必要です）</u>
②	市県民税の申告が必要です。（確定申告をする場合は市県民税の申告は必要ありません）
③	所得税の確定申告が必要です。
④	所得税の確定申告は不要ですが、所得（課税）証明書が必要な場合や、医療費の限度額適用の申請、国民年金保険料の減免申請をする場合は、市県民税の申告が必要です。 また、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方は、市県民税の申告をすることで、保険料や保険料の軽減を受けることができます場合があります。 ④に該当する方の申告は、4月中旬まで市役所本庁または各支所で受け付けています。

※上記の案内図は一例です。詳しくは税務課市民税係へお問い合わせください。

江田島市税務課市民税係 電話0823-43-1636

ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方でも、寄付先が5団体を超える場合や確定申告・住民税申告をする場合は寄付金控除の申告が必要です。申告する場合は、寄付金の領収証等をお持ちください。